

県外でも

『予防接種費用の償還払い』

平成31年4月1日スタート



定期予防接種を受けられます

「県外に長期滞在中だけど、適切な時期に定期予防接種を受けたい。」
そんな時は、接種の前に、まずご相談ください。事前に所定の手続きを行うことで、一旦自己負担で受けた定期予防接種の費用の全額又は一部を受け取ることができます。

《対象となる方》

- ・ 母親の里帰り出産等で、長期にわたり県外に滞在している場合
- ・ 県外の医療機関等に長期入院又は基礎疾患管理中である場合
- ・ その他、やむを得ない特別な理由により、県外に長期滞在している場合

《対象となる予防接種》

- ・ ヒブ(Hib)、小児用肺炎球菌、B型肝炎、BCG、四種混合、麻しん風しん(MR)、水痘、日本脳炎、子宮頸がん(ヒパピロ-マ)、高齢者のインフルエンザ、高齢者肺炎球菌(65歳から5歳毎)等の定期予防接種ワクチンを、予防接種法で定められた期間内に接種する場合

《接種費用の償還払い・現金給付の額》

- ・ 実際に要した費用と、雲仙市で接種したときに負担する費用のいずれか少ない額
- ・ 雲仙市で接種したときに負担する費用の額については、市へお尋ねください

《接種費用の償還払い・現金給付の方法》

- (1) 接種を受けようとする場合は、事前に市へ「予防接種依頼書交付申請書」を提出する
- (2) 市から「予防接種依頼書」の交付を受けた後、希望する医療機関へ予約を取り、自己負担により接種を行う
- (3) 接種の日から1年以内に、領収書の原本と母子健康手帳の写し(又は予防接種済証)等を添えて、市へ「予防接種費用償還払い交付申請書」を提出する
- (4) 市から「予防接種費用償還払い交付決定通知書」の交付を受けた後、「予防接種費用償還払い請求書」を提出する
- (5) 市から指定の口座へ、交付決定された額が振り込まれます

ご不明な点は、
お気軽にお尋ね
ください



お問い合わせ先：雲仙市健康福祉部
こどもの場合：子ども支援課子ども健康班
高齢者の場合：健康づくり課健康推進班
(電話 0957-36-2500 Fax0957-36-8900)